

要介護1又は2の方が入所するためには、下記①から⑤のいずれかに該当することが必要です。ご自身の判断で該当すると思われる項目に印を付けてください。

- ☐ ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- ☐ ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ☐ ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
- ☐ ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。
- ☐ ⑤ 居宅サービス等の利用に関する状況などから、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある。

※やむを得ない事由について具体的な状況を入所申込書裏面の「4 その他事項」欄に記載してください。